

指定管理者制度運用に関する意見

- 1 指定管理者の評価の前提として、指定管理者が果たすべき客観的成果目標を示す必要があるが、その検討および設定が十分になされておらず、指定管理者側が施設の目的を十分に理解した上で運営を行っているとは言えない様子がかがわれた。所管課と指定管理者が十分に議論を重ね、目的を共有するとともにガバナンス可能な客観的成果目標を設定すべきである。この点については、本年度対象となった所管課だけでなく、他の指定管理者導入施設、ひいては直営施設の所管課でも同様のことが求められる。
- 2 施設の設置目的、政策目的が達成されているか、という点を把握するに当たっては、指定管理者が実施する利用者に対するアンケート調査に加えて、区が世論調査等の機会を捉え、利用者に限らず区民全体に対するアンケート調査等を実施し、施設を普段利用していない区民の意見も把握する等、様々な意見を聴取することに、より一層努力されたい。